別表第７（二輪自動車の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所 ＼ 点検時期	１年ごと	２年ごと（１年ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）		
エグゾースト・パイプ及びマフラ	取付けの緩み及び損傷	マフラの機能
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	１　導管及び継手部のガス漏れ及び損傷 （※３）２　ガス容器及びガス容器附属品の損傷	ガス容器取付部の緩み及び損傷
（略）		

注①～③　（略）

④　（※３）印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限り、検査対象外軽自動車を除く。

（装置型式指定規則の一部改正）

第二条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定装置の種類）	（特定装置の種類）
第二条　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。	**第二条**　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。
一～五の九　（略）	一～五の九　（略）
五の九の二　法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうちガス容器（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）	（新設）
五の九の三　法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうちガス容器及びガス容器附属品（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）	（新設）
五の九の四　法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうちガス容器、ガス容器附属品及び燃料制御保護装置（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）	（新設）
五の九の五　法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうちガス容器及び燃料制御保護装置（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）	（新設）

別表第７（二輪自動車の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所 ＼ 点検時期	１年ごと	２年ごと（１年ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）		
エグゾースト・パイプ及びマフラ	取付けの緩み及び損傷	マフラの機能
（略）		

注①～③　（略）

（新設）